

まち・ひと・しごと創生法の施行状況

平成31年4月9日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

まち・ひと・しごと創生法の概要

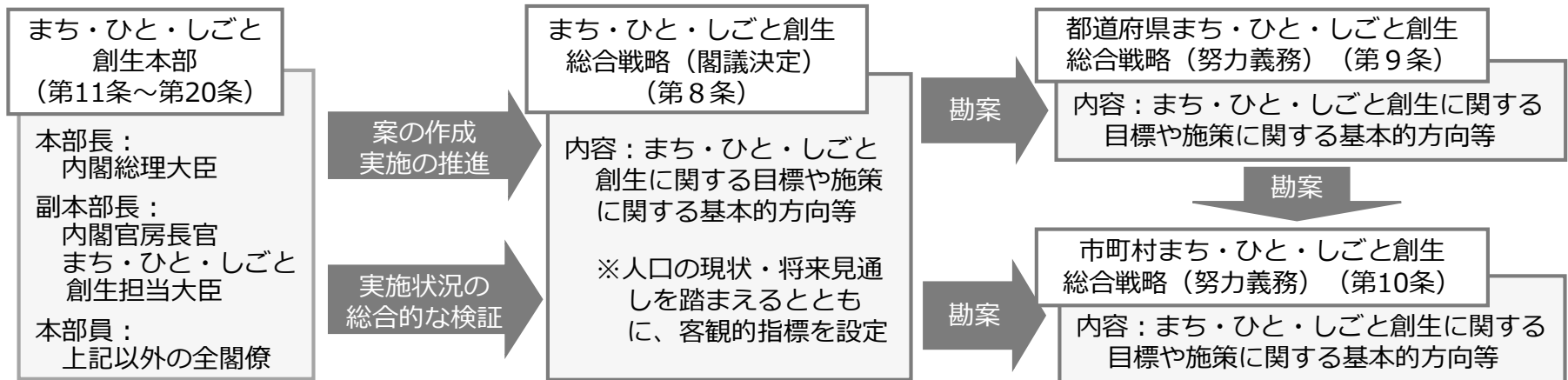
- 国は、人口の現状及び将来の見通しや、地方公共団体の意見を踏まえて、総合戦略を策定する。また、客観的な指標(KPI)を設定し、定期的に検証を実施するとともに、情勢の推移に応じて必要が生じた場合は改訂する。
- 地方公共団体は、国の総合戦略を勘案し、地域の実情に応じた戦略の策定に努める。

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める



検討条項（附則第2項）

政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

国と地方のビジョン・総合戦略について

国

平成26年12月策定

国の長期ビジョン : 2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示

国の総合戦略 : 2015～2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

地方

中央区を除き、すべての地方公共団体において策定済み

地方人口ビジョン : 各地域の人口動向や将来人口推計の分析や
中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略 : 各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、
2015～2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

国と地方の総合戦略の検証について

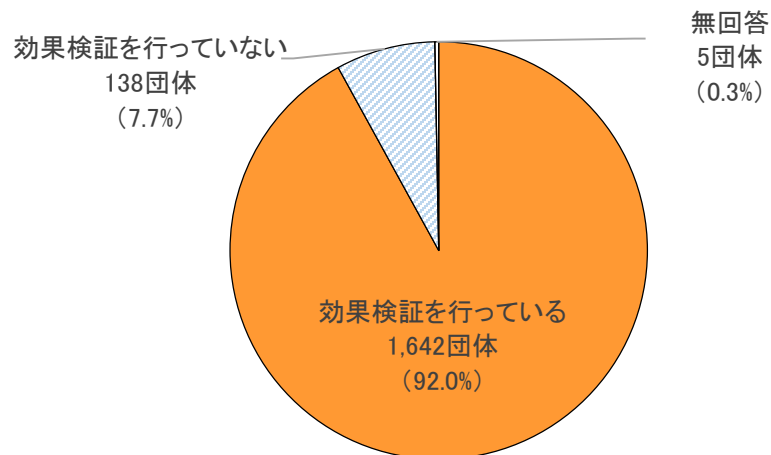
(1) 総合戦略の検証について

- 2017年度(総合戦略の中間年)において、「まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI検証チーム」(樋口美雄座長)を開催し、検証を実施。東京一極集中の是正に関する基本目標(東京圏・地方の転出入均衡)について、更なる取組が必要と指摘。
- 現在、第2期「総合戦略」の策定に向けて、「第1期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』に関する検証会」(松原宏座長)を開催し、検証を実施中。

(2) 地方版総合戦略の検証について

- 地方版総合戦略の効果検証を実施している地方公共団体は、92.0%となっている(都道府県:100%、市区町村:91.8%)。
- 効果検証の実施頻度は、「年に1回」の団体が81.5%、「年に2回以上」の団体が9.4%となっている。

地方版総合戦略の効果検証の実施状況



効果検証の実施頻度

